

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下竜一



(仮称) 北海道石狩湾沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書について（答申）
令和元年8月30日付け環境第604号で諮問のありましたことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、石狩湾内の石狩市及び小樽市の沿岸から水深200m程度までの約233,603haの海域を事業実施想定区域として、単機出力8,000～12,000kW、海水面からの高さ最大245m、ローター直径最大220m、最大125基の風車による最大出力1,000,000kWに及ぶ洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在し、海鳥の重要生息地（マリーンIBA）、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地、ニシンなどの海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場、ワカメ場などの藻場といった動植物の注目すべき生息地等が存在するほか、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息等の情報があり、石狩湾一帯を含む沿岸域が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されている。また、同区域周辺には住居や学校等が存在するほか、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や水深から検討対象エリアを抽出した上で、法令等による規制、既存施設や環境に配慮して事業実施想定区域を設定し、漁業権設定区域や石狩市の風力発電ゾーニング計画書に記載されている環境保全エリアなどに留意して風力発電機設置想定範囲を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。また、風力発電機設置予定区域から環境保全エリアを除外することなどにより上記計画書と整合を図ること。

(3) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設などによる水の濁りの影響、地形改变や施設の存在による流向・流速の変動に伴う海底地形や砂浜の変化、海生生物（風力発電機が浮体式の場合）、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、施設の稼働に伴う水中音による海生生物への影響などについても懸念されることから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 事業実施想定区域の周辺には他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あり、これらの風力発電所等との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (5) 今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置などの事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。また、設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、影響が想定より大きい又は広範囲に及ぶ可能性もある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ウミガラス等の希少な海鳥の繁殖地である天売島を中心とした海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地、ニシンなどの海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場が存在し、石狩湾一帯を含む沿岸域が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されているほか、専門家ヒアリングにおいて、天売島で繁殖するウトウの主要な採餌場の存在や希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息などに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、当該区域上空を飛翔又は海域を利用する可能性のある鳥類やコウモリ類、海生生物の生息状況や海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生息する動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、ワカメ場などの藻場が存在していることから、風車の設置や海底ケーブルの敷設に伴う改変箇所の検討に当たっては、それらの影響範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生育する植物相については、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会のホームページに掲載の情報などに基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。また、景観資源については、自然環境の観点からのみ選定しているが、史跡や文化財など歴史・文化的な観点からも選定すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、雄冬岬海岸の海食崖などの優れた景観資源を有する暑寒別天壳焼尻国定公園、小樽海岸海域公園地区を有するニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在しております、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、主要な眺望点である「おたるドリームビーチ」や「石狩浜海浜植物保護センター」などからは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。さらに、本事業により設置される風車のサイズや基数が大規模であり、石狩湾に面した沿岸一帯から風車群が水平に広い範囲で視認されるようになり、日本海を臨む眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。